

福祉交流施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

福祉交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

福祉交流施設条例施行規則（平成6年岩手県規則第227号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
	区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額
ふれあい	照明設備	[略]	円 <u>960</u>	ふれあい	照明設備	[略]	円 <u>980</u>
	音響設備	[略]	<u>660</u>		ホール	音響設備	[略]
ホール	グランドピアノ	[略]	<u>1,090</u>	ホール		グランドピアノ	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。